



Title	地主制の危機と農村支配構造 : 当別村についてのケース・スタディー
Author(s)	中嶋, 信; NAKAJIMA, Makoto
Citation	北海道大学農経論叢, 29, 128-147
Issue Date	1973-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10889
Type	departmental bulletin paper
File Information	29_p128-147.pdf



地主制の危機と農村支配構造

— 当別村についてのケース・スタディ —

中 嶋 信

目 次

I 課 題	128
II 村落支配層の構成	129
(1) 当別村における地主制の展開	129
(2) 村落支配層の構成	132
III 地主制の凋落	137
(1) 小作争議	137
(2) 「公正会」	139
(3) 再編の必然性	142
IV 支配構造の再編	143
(1) 再編過程の進行	143
(2) 当別村における再編過程	144
(3) むすびにかえて	148

I 課 題

昭和恐慌とりわけ農業恐慌による日本資本主義の構造的危機が日本ファシズムの形成の契機となり、それ故に、日本ファシズムが農村をくまなく再編したことについては、既に多くの研究の示すところである。¹⁾しかしながら、「ファシズム」という強力な人民支配が、「末端における人民支配」²⁾の部面で、いかに必然化され、どのように展開したかについては必ずしも十分に解明されているわけではない。

この課題に関しては、例えば「経済更生運動」についての町村レベルで

1) その一例として『日本資本主義の発展と農業及び農政』井上晴丸をあげる。

2) 『日本ファシズムと人民支配の特質』木坂順一郎「歴史における国家権力と人民闘争」(『歴史学研究』'70年度大会報告) p. 117。

の研究がいくつか見られ³⁾、そこでは農村におけるファシズム形成の具体的なあらわれが深められているが、それがどのようにして準備されたか、つまりファシズムに先行する時期の研究に不備があるといえよう。また、「末端における人民支配」についての分析、とりわけ北海道についてのそれは、ほとんどなされていない。

小稿はこうした認識の下に、わが国の村落支配構造が、第一次大戦後恐慌から昭和恐慌へ連なる時期に於て、いかなる状況にあったのかを分析し、そこから、日本ファシズムの形成、それによる農村再編の必然性を、さしあたり北海道の農村について明らかにしようとするものである。つまり、農村におけるファシズム形成過程そのものの分析ではなく、結論を先どりして示すなら、地主制の政治構造における危機が各々の地域社会において表面化することのうちに、ファシズムによる強力な政治構造への再編の必然性を検出したいのである。

従って、分析は、時期的には地主制の構造的危機開始から「更生運動」突入前までに概ね限定される。また、農村支配構造の分析という課題に、できるだけ具体性を失わずに接近するために、ここでは、石狩郡当別村を対象としたケース・スタディの形をとりたい。

ここで当別村をとり上げるのは、ひとつには史料上の都合に依るが、同村が寄生地主制の特質をよく備えており、各階級・階層の動向は戦前の農村の一般的なそれを示すと考えられること、更に、より積極的には、地主制の凋落過程に対応して、道会レベルでなされた政友会、民政党の対立が村内で再生産された少数い「政争の村」のひとつであり、その中に階層間の対抗関係を明瞭に読みとることができると考えられること、による。

II 村落支配層の構成

(1) 当別村における地主制の展開

政治構造の検討に入る前提として、当別村の経済構造が明らかにされる必要があるが、これまでのほぼ純農村として発展してきたことから、地主制の展開過程を簡単にあとづけることでその作業に替えよう。

3) 『日本ファシズムの形成と農村経済更生運動』森武麿「世界史認識と人民闘争史研究の課題」(『歴史学研究』'71年度大会報告) p. 135。

当別村の開拓は明治4～12年における旧岩出山藩主伊達邦直及び旧家臣の団体入殖（計143戸）によって開始される。続いて同16年には豊前団体（50戸）、20年を前後する団体及び個人入殖の進展により次第に人口の増加をみるが、それが本格化するのは明治26年の殖民区画設定以降にもちこされる。

この時期における小作制開墾農場の設立状況についてはその一部を<第1表>に示したが、こうした農場の相次ぐ設立は云うまでもなく「北海道土地払下規則」（19年）以降の「資本の移住」政策の進展によるものである。当別において確認しえたものはこの他に10農場（うち村有が2農場）が明治37年までに設立され、貸下地積は計3,284町以上、小作戸数は計406戸以上が17人の農場主によって分割される。かくして30年代の後半には、北海道型「開発地主」を中核とした地主制の確立が見られるのである。

第1表 当別村農場設立状況（一部）

① 農場名	設立年	概況（耕地面積、小作戸数）		所有者及管理人
		大 正 一 年	参 考	
② 平安農場	明 26	畑73.6町(内未利用地15町) 小作20戸	大正15年、畑93.3町、田 2.0町	京都・田中利兵衛→農地改革 管理人 泉孝俊広
③ 西田農場	◇ 26	畑 109.1町(内未利用地25) 小作29戸		京都(?)・西田次郎→大正8年分割譲渡 管理人 藤木安太郎
④ 野村農場	◇ 27	畑 150.5町(内未利用地46) 小作22戸	昭和6年、耕地 307町 小作30戸	野村五右衛門(不在)→昭和6年解放
⑤ 石本農場	◇ 28	畑 300町(内未利用地150) 小作28戸		岡田八十八→明36 堀井半左衛門→明38 石本(在村) →分割(約1/2)→大正中期 山田(在村)→大10 石原(札幌)→? 拓銀→農地改革
⑥ 久保農場	◇ 28		当初 70町、小作10戸	久保兵太郎→明治40年代に解散
⑦ 岡田農場	◇ 28		◇ 170町、小作25戸	岡田佐助(不在) 後分割譲渡
⑧ 伊達農場	◇ 28	畑 285.3町(内未利用19.4) 小作26戸	◇ 130町、小作15戸	
⑨ 伊達農場	◇ 33		◇ 285町、小作25戸	伊達正人→(一部譲渡)→農地改革
⑩ 広田農場	◇ 35		◇ 260町、小作20戸、大正8年畑30町	広田儀作(岩見沢)→分割譲渡

道庁、農場調査(T.1) 当別村、当別村史(S.13)その他による。

日露戦争後の40年代の不況、不作は、それまでの開拓方式、地主制、農民層¹⁾分解の様相を大きく変えた。<第1表>⑥・⑦・⑨及び時期的には早い⑤の例に示されるように、小作農場の移動・解散が相次ぎ、既耕地集中による新たな地主層の進出がみられるのである。この新たな地主層は、それ以前に一定の展開をなしとげた自作上層（このうちには旧岩出山藩士が多く含まれる。ま

1) 湯沢 誠『北海道における資本と農業』（伊藤俊夫編「北海道における資本と農業」）参照。なお、地主制の展開過程についての多くの指摘をこれに依った。

地主制の危機と農村支配構造

た、〈第5表〉の④等),そして、大麻の販売等によって資本蓄積を進めた商人(〈第8表〉の⑥,後に商業をやめ地主自作となるが〈第5表〉の③等)などから構成されていた。

一方、道庁の開拓方式が自作開墾に修正され、これを受けて、自作開墾がこの期に一定の進展を見せるが、これらは不況・不作によって農民的小所有の没落に遭遇せざるをえず、離農あるいは小作化の道を辿り、約5割の小作戸数比率を形成する。かくして、明治末あるいは大正の初年に、その後の当別村の経済・政治を大きく規定する寄生地主制の骨格がほぼ完成する(〈第2・3表〉参照)。

第2表 当別村農家階層別戸数及びその増減

	自作				小作				総戸数	自作				小作			
	戸数	%	戸	%	戸数	%	戸	%		戸数	%	戸	%	戸数	%	戸	%
M40	1,359	64.7	879	2.9	40	32.4	440										
40→44								218	△15.7	△106	0.3	10	15.4	314			
M44	1,577	49.0	773	3.2	50	47.8	754										
44→T3								152	△0.1	73	△0.6	△6	0.7	85			
T3	1,729	48.9	846	2.6	44	48.5	839										
3→8								213	0.8	120	1.5	34	△2.3	59			
T8	1,942	49.7	966	4.1	78	46.2	898										
8→9								△192	△18.6	△421	11.3	191	7.3	38			
T9	1,750	31.1	545	15.4	269	53.5	936										
9→S4								△58	6.4	90	△1.0	△26	△5.4	△122			
S4	1,692	37.5	635	14.4	243	48.1	814										
4→9								△123	△10.5	△212	1.9	12	8.7	77			
S9	1,569	27.0	423	16.3	255	56.8	891										

当別村史(昭和13年版)、石狩支庁管内要覧による。

第3表 当別村自作小作地面積推移(単位:反%)

	自作地(A)			小作地(B)				(T) 総計	
	(a) 田(反%)	(b) 畑(反%)	(c) 自作地計(反%)	(d) 田(反%)	(e) 畑(反%)	(f) 小作地計(反%)	(g) 田計(反%)		(h) 畑計(反%)
M. 40	2000(40.0)	26463(52.8)	28463(51.6)	3000(60.0)	23657(47.2)	26657(48.4)	5000(9.1)	50120(90.9)	55,120
T. 8	4520(29.0)	39370(39.5)	43890(38.1)	11080(71.0)	60372(60.5)	71452(61.9)	15600(13.5)	99742(86.5)	115342
S. 4	9058(29.5)	22608(41.6)	31666(38.9)	21658(70.5)	28094(55.4)	49752(61.1)	30716(37.7)	50702(62.3)	81418
S. 9	9474(31.9)	23318(49.2)	32790(42.6)	20182(68.1)	24064(50.8)	44246(57.4)	29654(38.5)	47382(61.5)	77036

石狩支庁管内要覧、当別村史(昭和13年版)による。

大正3年の雑穀景気をはじめ、第一次大戦中の好況により、商品生産の急速な拡大は農民層の新たな上昇の機会を作り出した。このことは分解が単に下降

のみの局面から上・下両極へのそれへと本格化したことを意味するが、以降の村落支配構造を分析する上で、ここで形成される自作上層は重要な意味を持つ。

また、商品生産の拡大は、地元商人資本の展開においても新たな活況を作り出した。そして、地主経済の好転もあり、雑穀仲買業者等の土地集積の開始が見られるのである（＜第 5 表＞の⑤等）。

第一次大戦後の「反動恐慌」は地主制の危機を端的に表明し、その後の地主制の凋落過程の出発点となった。産米増殖計画を始めとして、政策的バック・アップの下に様々な危機克服策が打出されるが、寄生地主的土地所有の退潮は次第に明瞭なものとなるのである。当別村におけるその具体的あらわれを見よう。小作農場は解放（＜第 1 表＞の④）ないしは縮小（＜第 5 表＞の②）を余儀なくされ、純粋の寄生地主（他に職業をもっていないという意味で）も同様の傾向を辿る（＜第 5 表＞の③・④）。又、不在地主もその例にもれない。例えば、大正 8 年からの 15 年間に於ける 15 町以上の不在地主のうち確認しえた 19 人についての土地面積の変化を見ると、増加：2，停滞：4，減少：5，そして完全に売却したもの：8 と、明らかな後退傾向を示す。

このような、寄生地主の土地手離しの進行は商人地主、一部自作上層の所有耕地を拡大させたが、それは自作農の増加へと直接的には結びつかなかったし、自作地の増加にも結びつかなかった（＜第 2・3 表＞）。そして昭和恐慌による自作中堅の没落は地主制の危機を決定的なものにするのである。

(2) 村落支配層の構成

以上地主制の展開を簡単に述べてきたが、それは、当別村の村落支配層がいかに形成されたかを導き出すための前提作業であった。続いて、村落の支配構造が、こうした地主制の展開の中でどのような変化をとげたかについてふれよう。

国家政策の遂行機関として、又、地域社会における階級支配の機構として、それぞれの地域社会にはそれぞれの支配構造が形成される。町村議会、支庁、部落部会（区会）、農会、産業組合、部落実行組合その他が村落支配の機関として機能すると考えられる。従って村落の支配構造は、これらの機関の機能及び性格そしてそれらの相互関連を明らかにすることによって立体的に理解され

地主制の危機と農村支配構造

と思われるが、ここでは資料的制約から、村議会の階級、階層構成の分析を主とし、適宜、産組、農会、土功組合の分析で補足することによって、当別村の支配層の構成をみることにする。

第4表 当別村々議会議員の構成

年次	定数	地主 (管理人)	地主 自作	自作 上層	中下 層農	(うち) 小作	商人	その他 (商人・その他 のうち地主)	不明
明35 — 36	12	2	2	4			2	2 (1)	—
37 — 38	12	1	4	4			1	1 (1)	1
39	12	1	3	2			2	1 (1)	3
40 — 42	16	3	4	5			2	1 (2)	1
43 — 大1	16	1	3	6			2	1 (2)	3
大2 — 4	20	3	5	5			2	2 (2)	3
5 — 7	20	3	5	7			2	2 (1)	1
8 — 10	20	1	5	10			3	1 (3)	—
11 — 13	20	2	3	10			2	2 (2)	1
14 — 昭2	20	2	5	7	1	(—)	1	3 (3)	1
昭3 — 6	24	3	2	8	3	(—)	4	4 (3)	—
7 — 10	24	2	2	10	3	(1)	4	3 (3)	—
11 — 14	24	3	2	6	6	(1)	4	3 (2)	—
15 — 21	24	2	1	6	6	(—)	5	4 (2)	—

<第4表>として2級町村制施行後の村会議員の構成を示す。ここには既に、地主（農場管理人を含む）及び地主自作のウエイトの相対的減少、商人及びその他の職業（カッコ内は地主を兼ねる者²⁾）、自作農の比重増加が確認できる。

しかしながら、「地主への寄食化への憧憬³⁾」に満たされ、寄生地主の藩屏となっていた自作上層は、地主制の構造的危機の顕在化、更には自らも没落の淵に立たされることから、地主階級に対する即自的反抗を強める等、地主制の支配構造の動揺を見るのには、この表のみでは不十分である。従って次に、<第4表>を構成する支配層の発生・展開に即して、タイプわけを試み、<第4表>にあらわれた構成員の変化の持つ意味を明らかにしよう。

明治35年、二級村制施行と共に、当別村にも村としての体系だった支配構造

2) 5町以下の土地保有者は含まれていない。又、資料上の制約から、確認もれが少なくないと思われる。

3) 『日本協同組合論』井上晴丸著作選集第6巻 p. 106.

の形成がみられるが、それ以前にも、集落毎に、あるいはいくつかの集落にまたがって、支配構造の形成はなされていた。各種の同族的集団の長あるいは「開発地主」⁴⁾といわれる層がそれを担っていた。とりわけ当別村の場合、旧岩出山藩の強力な同族的社会の存在が重要であり、戸長、伍長等の地域内の行政機構を独占し、その後も強い影響力をもちつづける。なお、これらの層の支配の根拠は、階級的というよりはむしろ、生活関連を基礎とする指導者（支配者）としての性格を強く示していたと考えられる。

明治40年代不況を機に、開発地主は寄生化をとげ、土地の貸借関係を基礎とする階級的支配者としての性格を明瞭にするが、一方、それまでの支配層の中からも、この期までに地主としての展開を辿る者が多数現われた。

集団の指導者は、指導者であるということによって、土地条件の有利を保ち、⁶⁾又、その位置によって、土地集中の機会を得、⁷⁾地主への上昇が可能となるのである。支配層内部における旧岩出山出身者の厚い層の物的基盤はこのようにして作り上げられる。

地主制確立後の地域社会の支配構造は、かくして、旧慣習を部分的に残しながらも、基本的に土地の貸借をめぐる階級的支配—従属の関係として形作られる。そして、その中核に在村大地主（農場管理人）を、その周囲を地主自作、自作上層の藩屏で固めるという構成をなす。こうした支配構造は属人的には、

-
- 4) 「開発地主」の小作支配の根拠が生産手段所有の諸関係を基本とすることは明らかであろうが、当初から商品生産を目的として出発したことにより、生産・生活の両面において、地主はリーダーとしてたちあらわれるという。他の支配の根拠も無視しえないだろう。
 - 5) 旧岩出山藩の集団を同族的と判断する有効な資料としては、明治5年制定の「邑則」をあげることができる。この「邑則」は生活の各般にまでわたっているが、例えば、「第18条、農業、工業、商業を論ぜず、凡そ生産の道に於て良法を見聞するものあらば、必ず邑中に告げ大に利を興すべし」とある。
 - 6) 優良地を中心に旧城主、そして旧身分の高い順に中心から外がわに向かうという、旧岩出山藩の土地割当にその例を見る（詳しくは、『当別町史』、当別町、昭和47年、p. 117 参照）。
 - 7) 「民間団体を引き連れてきた指導者の多くは、土地の配分に当って、事務所の分と称し或は自己の住宅用として、相当の地積を専有するのを当然としていた」（『鹿野恵造回想録』p. 207）。又、旧領主の遺子、正人が〈第1表〉⑧の土地を入手するに当っては旧藩士の「特別の心情」（同上 p. 204）があった。

更に、土地売買は「大方、縁故による」（同上 p. 117）ことから、離農・離村の際の跡地確保の条件にも恵まれていたと考えられる。

地主制の危機と農村支配構造

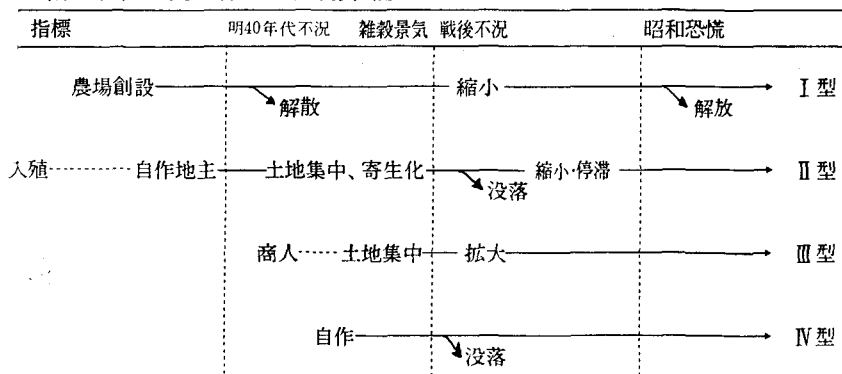
新たな構成員が加わることによって旧岩出山藩士のウエイトが減るなどいくつかの変化は見られるが、概ね、戦後恐慌＝地主制の凋落開始の時期まで存続する。

強固な地主的支配構造に新たな層が入り込むのは大正中期以降とみなされる。雑穀景気、大戦好況に支えられた商品生産の飛躍的拡大は、地元商人等の新たな地主層を生み出すと共に、一部自作農の上向展開を可能としたが、このことは村議会の構成を変化させるのである。〈第4表〉についてそれを見るなら、大正2年から11年の間に、自作農は5名から10名に増加し、一方、地主自作は5名から3名にと減少する。商人その他からなる地主は数においては変化が示されないが、8年に選出された3名（うち1名は木材事業失敗により破産、うち1名は商店主・小作2戸一であるが、石材会社を創設して失敗）が全て入れ替り、〈第5表〉の⑤・⑥が当選し、大正期に入ってから土地集積を開始した地主の進出が確認されるのである。

これまで述べた地域社会の支配層の構成の変化を総括する意味で、構成員をタイプわけし、その土地所有状況の変化を〈第1図〉に示す。また、〈第5表〉はその具体例を示すものである。以下、〈第1図〉に即して説明する。

I型支配層は、大農場創設と共に支配構造の中核をII型と共に構成するが、40年代不況を通じての解散、更に地主制の構造的危機開始以降の縮小あるいは解放によって、土地所有において後退する。しかしながら、彼らは一時期を除いて（後述）支配構造の中核にあって、農地解放を迎える。〈第5表〉では①

〈第1図〉 支配層の土地所有状況の変化



<第5表> 土地所有面積推移の比較

		大正8年 畑 田 計	大正13年 畑 田 計	大正15年 畑 田 計	昭和15年 畑 田 計	主 な 公 職
① 泉亨俊広→俊一(平安農場管理人)	明26 105町貸付→大1畑73.6→	94.4 — 94.4 ^町	→ 町	93.3、2.0、95.3 ^町	→農地改革	村議、産組役員、部落部長
② 伊達 正人(伊達農場主)	明33 畑265.9 →大1畑285.3→	93.8、31.5、125.3	84.0、29.0、113.0	→	69.3、20.7、90.0 ^町	農業会役員、産組役員
③ 鹿野 恵造 (下段は湯山義雄名義)		{54.4、87.1、141.3 44.4、29.2、73.6	{46.6、73.5、119.6 50.1、30.7、80.8	→	{11.0、83.0、94.0 23.6、29.1、52.7	村議、道議、村長 産組、土功組役員、 翼賛会長
④ 山田四郎次	明27 小作→ 明29 15町→ 明39 畑27町、田3町→	69.8、42.3、112.1	45.3、40.9、86.2	(大正13年中に没落、耕地=0 村外へ)		部落部長、村議
⑤ 辻野辻太郎(雑穀商—大正初期から) (下段は辻野武男名義)		20.4 — 20.4	→	32.1、3.4、35.5	{45.4、42.0、87.4 20.5、33.9、54.4	村議、産組役員
⑥ 池田 一修(医者、大正15年から江当軌道KK社長) 明治28年入村		48.5、8.7、57.2	62.3、15.9、78.2	103.2、16.6、119.8	21.3、39.4、60.7	村議、村医
⑦ 倉知 由秋(自作)		9.8 — 9.8	→	10.0 — 10.0		村議、産組、土功組 役員
⑧ 山田 伊作(自作のち寄生化)		20.0 — 20.0	→	35.3、7.0、42.3	8.8、51.3、60.1	部落部長、村議、産 組、土功組役員
⑨ 山本 悦平(自作)		5.0 — 5.0	→	—、—、0		区長、村議、産組役 員

・②がその具体的な例である。

次にⅡ型支配層は、概ね自作→自作地主→寄生地主という経路を辿るが、Ⅰ型同様に大正中期以降、経済的、政治的に後退を示す。〈第5表〉においては、③そして大正13年に離村を余儀なくされた④が、その例として示されている。この他、完全に寄生化しない層も、主な資本蓄積の手段を小作料に依存するという点で、従って又、凋落に向わざるを得ない層として、Ⅱ型に含まれる。

Ⅲ型がⅡ型と区別されるのは、〈第1図〉では主な土地集積の時期の差として示されているが、基本的な蓄積の手段が小作料取取以外に求められることで範疇的にも区別されよう。そしてこのことによって、地主制の凋落過程においても土地所有規模を拡大させるのである。又、当別村において小作料取取以外の蓄積手段が準備されるのは商業的農業の飛躍的展開以降に求められ、前述の時期的な差は、この結果としてあらわれる。なお〈第5表〉の例としては⑤・⑥があげられる。彼らは後述の公正会の中核となる。

最後にⅣ型支配層であるが、第一次大戦の好況期に自作中農から上層農に展開を遂げ、支配層の構成員となるが、Ⅰ、Ⅱ型の没落と共に支配層の内に厚い層を形成する。この層の多数がⅢ型と共に公正会を構成し、Ⅰ、Ⅱ型を中核とした旧派と対抗するが、例えば当初公正会に属して、後に寄生化を強め旧派に属する例（〈第5表〉の⑧）は、Ⅲ・Ⅳ層の地主制に対する対抗の限界を示すものといえよう。又、⑨の例のように、戦後不況期を通じて没落し、小作化する場合も含まれる。

繰返しになるが、当別村の支配構造の大まかな変化について要約しよう。

Ⅰ・Ⅱ型を中核としてその周囲を耕作地主、自作が藩屏として固める地主的支配構造は、まず経済構造における地主制の凋落過程が開始されると共に、次第に変化をとげた。すなわち、Ⅲ・Ⅳ型支配層の進出であり、しかも、これらの層は、地主的支配構造を補強するのではなく、崩壊を促進する形で現われ、次第に支配構造内でのウエイトを高めるのである。

Ⅲ 地主制の凋落

(1) 小作争議

大正9年の反動恐慌以降、Ⅰ・Ⅱ型支配層の土地所有構造における後退は明らかとなるが、政治構造においても後退をとげ、Ⅲ・Ⅳ型層の前進がみられる

のである。以下、この点について、ややたち入って検討しよう。

地主制の危機の第一の要因が小作争議の頻発にあったことは多言を要しない。当別村においても、その部分的資料しか確認しえていないが、「時勢の推移と経済事情の変遷に依り、……往々争議を見る」¹⁾に至る。

争議の直接的契機は概ね不作を理由とし、小作料の一時減免要求を掲げるが、次第に「年々繰返して永久減免を希望するもの」²⁾も現われる。争議形態については、集会及び決議³⁾、代表による交渉⁴⁾、小作米の自主管理と多様な展開をみせる。

一方、この様な積極的な手段にいかないまでも、逃亡、小作米の隠匿はかなりの規模で行なわれたと考えられる。⁵⁾

そして相次ぐ小作争議の前に、小作料は明確に減少に向うのである<第6表>。

第 6 表 当別村平均小作料の推移 (反別)

	田			畑		
	上	中	下	上	中	下
明治40年	0.60石	0.40石	0.20石	2.00円	1.50円	0.70円
大正 8 年	0.80	0.60	0.30	5.00	3.00	1.50
昭和 4 年	0.70	0.40	0.20	4.00	2.50	1.00

当別村史 (昭和13年) p. 230.

1) 『村史』 (昭和13年) p. 233。

2) 同上。

3) 大正15年には、鹿野恵造、湯山義雄の小作が中心となり、村内の勝円寺で小作人数10名 (40~50名ともいわれる) の結集の下に農民大会が開催され、小作料減免を決議する。なお、主催者メンバーの中には、大正13年鹿野恵造らによって創設された産業組合の初代組合長である原田助七 (鹿野の小作) が含まれている事は、地主による小作巻き込み策の限界を示すものと見ることが出来る。

4) 大正15年、野村農場の小作を中心として、倉庫を作り、小作米を持ち込み、自主管理しつつ小作料の減免をせまらる争議が起きた。これには月形などから「無産党の応援」 (町史, 13年) もあって、翌年、村長らの斡旋によりようやく解決を見る。なおこの地域 (青山) には月形村の小作運動の影響があって、小作人組合が (この争議直前?) 結成されている。野村農場は昭和6年に解放。

5) 例えば、山田四郎次<第5表④>の小作は、共謀して小作料・「仕込み」代金の滞納を行ない、更には米を隠匿し、「米はとれなかった」と口裏を合わせた。山田の場合、呉服屋経営の失敗と重なり、大正13年には土地を完全に手離し、離村を余儀なくされる。

小作争議の激化は地主の経済部面における後退を必然化させたが、それにとどまらなかった。小作争議それ自体が、何よりも地主—小作の支配秩序の崩壊を意味していた。そして更に、地主自ら法律を楯に、公権力を借りて小作争議を弾圧するという、「地主小作間の家族主義的温情関係」の破壊に乗り出さざるをえなかったことは、地主制支配の根拠であった共同体的秩序の構造的危機の何よりの証明であった。

(2) 「公正会」

ところで、新たに支配層に加わったⅢ・Ⅳ型のⅠ・Ⅱ型に対する対抗はどうであったらうか。以下、「公正会」の動きを通じて検討しよう。

村内の票を「殆んど全部」⁷⁾集めて鹿野恵造(<5>の③)が、道議に当選したのは大正9年8月であったが、鹿野が政友会に入党したことを契機に、村内にははっきりとした反対勢力が形成された。そして、辻野辻太郎及び池田一修(<第5表>の⑤及び⑥)が中心となり、同10年には「公正会」を結成し、鹿野を代表する「旧派」(岩出山出身者達という意味で「仙台派」ともいう)に對し民政党の立場を表明し、「旧派」=政友会との対決色をあらわにする。

当時の村長であった吾妻阿蘇男(<8>の②)は『当別村史』(p. 207)で村内政治情勢の変化を次の様に記している。

「村議会選挙は初め連名投票を採用したるを以て、選挙の都度一村の有志会合して、選挙すべき人員の割当及び予選方法等を協定し、選挙に臨みたるを以て頗る平穩裡に行われたるも、大正10年以降公正会と称する政派組織せられたるを以て協定成立せず、自然二派に別れて選挙に臨むこととなり、特に昭和3年普選以来単記投票に依るを以て、其競争一層激烈を来すに至りたり、其結果村会に反映し村政の運用至難なるものあるに至りたり」(傍点、引用者)

かくして、旧派・公正会の対立は村内に第三者の立場を残さない程の激化を示し、当別を「政争の村」として知らしめるに至る。次にこの対立の階級的性格について検討しよう。<第7表>は聴取調査(3名)によって確認しえた分についての政派毎の階級・階層構成を示す。

なお、「不耕作地主」のうちわけは<第8表>に示す。

6) 石田 雄『近代日本政治構造の研究』p. 56.

7) 『鹿野恵造回想録』p. 216.

第 7 表 旧派・公正会の議員の階級・階層

	旧 派	公 正 会
不耕作地主	6	3
地主自作	5	1
自作地主	2	2
自作小作	6	15
商人	1	—
	2	2
計	22	23

聴取調査による

第 9 表 耕地所有規模別 (耕作地主のみ)

	旧 派	公 正 会
30町以上	1	1
10~30町	7	6
5~10町	4	6
5町以下	1	5
計	13	18

この種の対立・抗争には概ね、地縁、血縁関係が色濃くまわりついており、とりわけ当別においては岩出山出身者という同族的な結合が、強かに残存していることは否めないが、それにも拘らず、I・II型を中核とする旧派とIII・IV型を中核とする公正会という両派の社会的基盤

8) 当別町においては、岩出山出身の士族で構成する「旧派」と越中・越後出身の農民を中心として構成する「公正会」の対立として把えられがちである。しかし、大正10年にいわかに対立が形成され、しかも全村を覆うまでになった対立の本質を説明する理由として、出身地及び旧身分をあげただけでは不十分である。それらは直接的契機あるいは中心人物を指すものとして理解されよう。

〈第 8 表〉 旧派・公正会における不耕作地主の性格の差異

旧 派	籍 地			土地集積	大正8年耕地所有面積	村議在職期間
	出身	代目	経歴			
①	鹿野 忠造	岩出山出身、明4年入地(二代目)	自作→高業(明30→大7雑穀、雑貨)→地主(次第に寄生化)	明30年代から土地集積開始	畑54.4田87.1町	明35-昭15、昭15~村長
②	吾妻阿蘇雄	〃	醤油醸造、明治40年にやめ、同年村助役→42年村長	先代(旧筆頭家老吾妻謙)	畑9.8	明35-40、村長、昭3-21
③	千葉 好美	〃	自作・地主→明33年当別官設駅通取入(大15年まで)→地主、大15付属牧場地無償付与	畑0.9田6.9	大5-昭21	
④	坂亭 俊広	京都 明26年 一代目	宮内省勤務→入殖同時に平安農場(篠津200町、当別160町)管理人	畑9.9	個人所有分	T8-10→後一(長男)S6-10
⑤	梅基 謙吉	新潟県 明32年 二代目	自作→雑貨、雑穀(麻等)	明30年代、麻買付で	畑10.4田2.4	S3-6
⑥	辻野辻太郎	福井県 ? ?	自作→大正初、雑貨商	雑穀商となつてから、	畑20.4	大11-昭21
⑦	池田 一修	? 明28年 一代目	村立病院長→明38、村医→明42開業医、	大15江当軌道KK社長開業医となつてから、	畑48.5田8.7	大11-昭10
⑧	深田利三郎		山師?	(個人所有分)畑9.9 (共同所有分)畑34.1	T14-S6	

の差異を読みとることができよう。

不耕作地主の性格の差異からふれよう。公正会の場合、三者とも土地集積を開始したのは概ね雑穀景気以降とされており、又、辻野・深田の場合、資本蓄積の手段としては小作料収取が積極的に位置づけられておらず、又、池田の場合も、大正15年以降農外に投資の部面を求める等、Ⅰ・Ⅱ型の地主とは明確に区別されよう。一方、旧派については、泉亭、鹿野は各々Ⅰ・Ⅱ型を代表し、梅基は明治30年代に麻の仲買による資本蓄積を元に土地集積を行なったと考えられ、吾妻・千葉も含めて、その寄生的性格を認めうる。

耕作地主の構成においても同様の差異を見出せよう。旧派が寄生化を強めているのに対し、公正会は自作農の厚い層を形成する。なお、<第7表>聴取調査の不備を補正するために所有規模別の構成を示したが<第9表>、概ね聴取結果と合致する。⁹⁾

公正会の進出は地主制の凋落過程の進行と歩を一にする。<第10表>は大正8年から昭和7年までの5回の選挙による村議会内政派構成の推移を示したものであるが、次第に旧派のウエイトが後退し、公正会が過半を占める過程を理解できよう。

第10表 議政派構成

年次	旧派	公正会	不明	その他
大8—10	9	2	6	3
11—13	5	8	6	1
14—昭2	8	9	2	1
3—6	8	14	2	—
7—10	12	8	4	—

一方こうした動きは当然、議会において村長を選出する際によりはっきりと現われてくる。例えば、大正15年、旧派が支える吾妻村長は辞任に追い込まれ

9) 資料的制約から、大正8年の耕地所有面積(田・畑の合計)で示した。

10) なお、旧派構成員の一人である小作(宮本定吉)について一言する。宮本は昭和7年から14年まで村議に2期当選するが、これ以前に、部落(材木沢)部長、実行組合長を担当する等、部落内では重要な位置にあったと思われる。材木沢部落には鹿野の小作地が集中しており、宮本自身、鹿野の小作であったことから、宮本は小作総代的な位置にあり、村議選においては小作巻込み策の一環として立候補した(させた)と推測する。

る。替って当時村助役であった氏家（旧派）が選ばれるが、普選の実施によって決定的な優位を確保した公正会の攻撃の中で、一期のみで退くこととなる。そして農業恐慌の嵐の中で、昭和5年公正会推進の吉原が村長に就き、Ⅰ・Ⅱ型支配層は村落支配構造においてヘゲモニーを喪失するに至る。

(3) 再編の必然性

こうしたⅠ・Ⅱ型支配層の決定的な後退・地主的支配構造の崩壊の危機を招いた要因について簡単に整理してみよう。

地主的支配の貫徹は、第一に、地主—小作の階級関係を家族的温情で包み込み、地主を頂点とする共同体的秩序を作り上げることによって果たされた。そして第2に、「ナポレオンの観念」¹¹⁾に満たされた自作中堅が、この地主的ヒエラルヒー（地主—小作）の中間に位置し、地主自作—自作地主—自作と未分化に連続することによってその安定が保たれたのであった。

戦後恐慌の開始は、地主的支配の上記のメカニズムを全ての部面で破綻に追いやる結果を生み出すのである。小作争議の激化は、地主—小作の擬制的親子関係のヴェールをはがし、むき出しの階級関係を露わにした。自作中堅の動揺は地主を村内において孤立化させ、更に、地主経済の悪化による土地の切り売り、売逃げ、一方における新たな地主層の出現は、それまでの地主の威信を急激に弱体化させた。また、急速な商品化の展開によって上昇をなしとげた「新たな」自作上昇は、地主制の急速な凋落を前に、「ナポレオンの観念」の動揺をきたし、地主の支配の藩屏とはついにいなくなつたのである。そして昭和恐慌は地主制の支配構造を崩壊の危機に追い込むのである。

「公正会」の結成・進出は上記の過程を裏側から表現するものであった。小作層の地主に対する直接的反抗、そしてⅢ・Ⅳ型支配層のⅠ・Ⅱ型支配層に対する反発、これらが、「旧派」の専横に対決する「公正会」の進出の要因であったが、それらは又、Ⅰ・Ⅱ型支配層の凋落の過程で生み出されたものであった。

「公正会」はかくして、それまでの地主的支配構造の崩壊の危機に際して登場したのであるが、「公正会」自体は、その崩壊の後に作り出されるべき新た

11) K. マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18日』、原語は (idées napoléoniennes) で、岩波文庫版p.148では「ナポレオン思想」と訳されている。

な支配構造を準備するものではありえなかった。辻野(<第5表>の⑤)に代表されるⅢ型支配層は、小作料收取以外に積極的な資本蓄積のメカニズムを持ちえていたとはいえ、完全にブルジョア化しているわけではなかった。地主—小作関係を通じての農産物・生産資材の売買によって前期的利潤を確保しえたし、何よりも商人資本である限りにおいて、寄生地主制に代りうる次の生産関係を準備することは不可能であった。

一方、地主制の凋落の直接的な打撃となった小作人の運動も、農民組合がひとつの部落においてのみ組織化されているように、村内で統一的な運動として展開しえなかった。そしてこの事は、Ⅲ節の注の10に示されるように、地主の小作巻込み策・小作分断策を後で可能とするのである。

かくして、当別村の地主的支配構造は危機に頻していたが、替って登場した「公正会」も「旧派」の支配に対する批判はできても、「下半身を」地主制に埋めこんでおり、地主制そのものの廃絶はもとより主張できなかったのである。当別村の支配構造の再編は直ちになされねばならなかったが、そのブルジョア的解決の道は、内的には形成されていなかった。そしてこのことにこそ、「上から」の支配構造再編策が強力に打出される必然性を理解できるのである。ファシズムがそれを担い、再び共同体の秩序の下に編成するのである。

IV 支配構造の再編

(1) 再編過程の進行

もとより、当別における地主制の経済・政治の両構造における凋落は、日本における地主制のそれのひとつのあらわれであった。日本資本主義がその基底の上に発展を確保しえた地主的土地所有関係は、最早、資本主義の発展の桎梏と化していたのである。昭和5年の農業恐慌はこれを更に尖鋭化させ、独占資本にその進路の選択をせまった。

国内における構造的矛盾の緩和、そして外国資本への従属性を決定的に強化する方向ではなく、「国内改革をあくまで回避し、専ら植民地侵略に邁進する方向¹⁾」がとられたのはいうまでもない。そして国内においては、三月事件→満州事変を機に、「侵略と弾圧の交響楽のなかでファシズム化²⁾」が急速に進めら

1) 『危機における日本資本主義の構造』井上晴丸・宇佐美誠次郎, p. 55.

2) 『日本ファシズム史』田中惣五郎, p. 65.

れた。国内の階級対立は「非常時」の名の下に民族的対立にすり替えられ、農村問題の「解決」は請願運動と「自力更生運動」へと「善導」されるのである。

さて、天皇制体制下における政治構造の危機がいかに「克服」されたか、とりわけその構造の基礎をなす共同体的秩序がいかに再編されたかについて要約してみよう。

小作争議の昂揚による共同体秩序の構造的危機に対して、再編の手段として最初にあらわれたのは「地方風教改善」・「協同精神の涵養」を目標とする農家小組合の奨励であった。すなわち、「小作争議による共同体的秩序分裂の危機を『農業の改良』を看板とする農会の基礎としての部落組織（農家小組合）という形で再編しようとした³⁾」のである。そしてもう一方では、産業組合の拡充、更には「自作農創設」による地主的ヒエラルヒーの安定確保が進められた。

しかしながら、これらが充分でなかったことは、とりわけ農業恐慌によって明らかとなる。これに対する対策は、「産業組合拡充五ヶ年計画」とリンクされた「農山漁村経済更生運動」の展開である。そして、これによって、共同体的秩序の再編がなされ、国家—産業組合—実行組合という、農村の末端までの支配機構が完成し、ファシズム体制への編成が完了するのである。

(2) 当別村における再編成過程

次に当別における支配構造再編の具体的あらわれについて簡単にふれよう。

農会を通じての実行組合の設置は大正15年に設置奨励規程が発せられると共に開始され、同年に3組合、昭和2年に2組合と年々増加を見せた。「農事実行組合助成規定」が道庁令を以って設けられる昭和7年には50弱の実行組合が既に結成され、翌8年には63組合の結成が完了し、農村支配構造の再編の準備は急速に進行した。

一方、「農村非常時局匡救問題」がクローズ・アップされる中で、「自生的」な運動の嚆矢として、産青連運動が、昭和5年以降急速に展開される。鹿野恵一（鹿野恵造の長男）がその全村的よびかけの筆頭となる。そして、「会する者約100名、共存同栄の旗じるしの下、若人の熱気に包まれながら、当別

3) 『近代日本政治構造の研究』石田雄, p. 58.

青年産業組合連盟が誕生⁴⁾したのである。

昭和7年には「経済更生運動」が提起され「国民更生運動週間」の設立によって、「運動」が作り上げられて行くのである。「経済更生運動」の当別における展開は、同年には役場主催の「講演会、講習会、協議会等開催⁵⁾」にとどまるが、8年には「当別村経済更生計画委員会規定」が設定され、10年には更生村指定を受け、計画樹立に向う。

一方、政府の「経済更生計画」の推進と産業組合拡充政策を受けて、道庁産業組合課は産組中央会道支会との連繋の下にその指導を強化していた。当別村においてこれを受けて五組合の合併が実現するのは8年である。7年の産組法改訂（実行組合の産組への法人加入容認）による全農家「丸がかえ」の実現、そして産組合併によって「農村経済ノ自治統制⁶⁾」の機構が作り上げられる。

このような矢継早の再編策の進行のなかで、崩壊の危機に頻していた村落支配構造は、再びⅠ・Ⅱ型支配層を中核として編成を完了する。「公正会」は昭和7年の村議選を最後に解消し、「公正会」の推す吉原村長は一期のみでその任を解かれる。そして「後任村長は無条件で私（鹿野恵造：引用者）に委せる」という村会の話合い⁷⁾が付き、更に昭和15年には、病没の白戸村長の後任として「挙村一致の形で⁸⁾」鹿野が村長に推されるに至る。

最後に、再編を完了した支配構造の性格について簡単にふれよう。〈第11表〉は昭和10年度の農会の役員構成、そして〈第12表〉は同11年度の産組の役員構成を示す。自作農の厚い層を加えた形での地主を頂点とするヒエラルヒーの再建、そして、〈第12表〉の主な公職の項に示される強力な支配の網の目の確立を容易に確認しえよう。

4) 『当別町農協史』当別町農協, p. 46.

5) 『当別村議会議事録』

6) 「合併理由書」（昭和8年4月）

7) 『鹿野恵造回想録』p. 281.

8) 同上, p. 286.

第11表 昭和10年度 当別村農会役員構成

		階級階層	所有面積(町)	元の政派	備考
①	会 長 鹿野 恵造	地主	S15. 畑11.0, 田94.0	旧派	Ⅱ型<5>の③
②	副会長 山田 伊作	地主自作	S15. 畑8.8, 田51.3	旧派	Ⅳ型<5>の⑧
③	評議員 百石重次郎	自作?	T15. 畑9.0, 田4.2 共同所有(他1名畑2.8, 田5.1)	旧派	Ⅳ型
④	〃 千葉 好美	地主	T15. 畑7.2, 田0.9, 牧場25.0	旧派	Ⅱ型<8>の③
⑤	〃 宮本 定吉	小作		旧派	Ⅲ節, 注の10)
⑥	〃 伊藤 金蔵	自作?			
⑦	〃 鍛冶 銀二	地主・運送業	T15. 畑11.1	旧派	Ⅱ型
⑧	〃 加藤銀二郎	地主自作		公正会	Ⅳ型
⑨	〃 三吉 丈吉	自作		公正会	Ⅳ型
⑩	〃 松田美喜太	自作?			
⑪	〃 老川 雪房	地主・医者	S15. 畑29.1, 田25.1	旧派	Ⅲ型

第12表 昭和11年度 当別村産業組合役員構成

役職	氏 名	階級・階層	S11年現在の主な公職	第1図による分類
組合長	鹿野 恵造	地 主	村議 土功組合長 農会長	Ⅱ
専 務	倉知 由秋	自 作	村議 土功組合役員	Ⅳ
理 事	関 喜八	自作地主	(元村議) 土功組合役員 実行組合長(長男)	Ⅱ
〃	佐々木藤吉	自作地主	(元村議) 土功組合長 実行組合長	Ⅳ
〃	百石重次郎	自作地主	村議 土功組合役員 農会役員 実行組合長	Ⅳ
〃	山田 伊作	地主自作	(元村議) 土功組合役員 農会役員 実行組合長	Ⅳ
〃	山田 竹蔵	自 作	実行組合長 区長	Ⅳ
〃	石田 由松	自 作	区長	Ⅳ
〃	泉亭 俊一	農 場 管 理 人	(前村議)	Ⅰ
〃	鍛冶 銀二	地 主 運 送 業	村議 土功組合役員 農会役員 区長	Ⅱ
〃	島田 彦作	自 作		Ⅳ
〃	大坂勘三郎	自作地主	(元村議)	Ⅱ
〃	松岡 安治	自作地主	村議	Ⅳ
監 事	清野文之助	自 作	村議 土功組合役員	Ⅳ
〃	梅枝 正治	自 作	実行組合長	Ⅳ
〃	倉田弥三郎	自 作		Ⅳ
〃	田岡 政雄	自 作	実行組合長	Ⅳ
〃	宮本 定吉	小 作	村議 農会役員 実行組合長	

(3) むすびにかえて

その出発点において「農村救済」を叫んだように、日本ファシズムが強力な人民支配体制を完成させる上で不可欠の課題は、農村の最末端まで包摂しうる機構を作り上げることであった。小稿では、かかるファシズムによる政治構造の再編の必然性を、当別村の事例分析の中で明らかにすることを課題としていた。そしてその結論を、戦前日本の政治構造の基礎をなす地主的支配構造の崩壊、そして、農村内におけるブルジョア的解決の道の不備のうちに求めたのである。

しかしながら、再編された支配構造の性格については、なお解明すべき多くの論点が残されている。例えば、再編された支配構造は村内支配層自らの力で可能になったのではなく、イデオロギー的動員そして強力な官僚統制というファシズムの「嵐」の中ではじめて可能となるという特質を備えている。また、今回はふれえなかった農業生産力構造の視点から、ファシズム下の農村の実態を分析することも不可欠である。そして、これらは、ファシズムの崩壊の必然性を明らかにする手だてとなると考えられる。これら残された課題については「経済更生運動」を直接の対象として、別の機会に展開したい。